

# 兵庫県公報

令和3年8月10日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第39号）

事務執行体制の整備を図るため、企画県民部に新県政推進室を設置することとし、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第39号

#### 行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「掲げる」の右に「新県政推進室、」を加え、「、知事室」を「、秘書広報室」に改め、同項の表局名等の款の次に次のように加える。

新県政推進室		
--------	--	--

第5条の2第1項の表政策調整局の款広報戦略課の項及び広聴課の項を削り、同表知事室の款中「知事室」を「秘書広報室」に改め、同表秘書課の項の次に次のように加える。

広報戦略課	広報戦略班 報道班 地域広報班
広聴課	広聴相談班

第2章第1節第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 新県政推進室

（新県政推進室の事務）

第5条の3 新県政推進室においては、特に重要かつ早急に実施すべき県政方針の策定及びプロジェクト等の推進に関する事務をつかさどる。

第6条の3及び第6条の4を削る。

第2章第1節第6款の款名を次のように改める。

第6款 秘書広報室

第2章第1節第6款中第15条の5を第15条の7とし、第15条の4の次に次の2条を加える。

（広報戦略課の事務）

第15条の5 広報戦略課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県行政の広報に関すること。
- (2) 県勢の高揚に関すること。
- (3) 県の広報活動の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 市町の広報活動の支援に関すること。
- (5) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (6) 県政刊行物の質的向上に関すること。

（広聴課の事務）

第15条の6 広聴課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民の意向の把握に関すること。
- (2) 県の広聴活動の企画及び総合調整に関すること。
- (3) さわやか県民相談に関すること。
- (4) 来庁者の応接及び案内に関すること。
- (5) 兵庫県民総合相談センターに関すること。

第70条第1項中「局（）」の右に「新県政推進室、」を加え、「知事室」を「秘書広報室」に改め、「室（）」の右に「新県政推進室、」を加える。

第377条の表職名の項の次に次のように加える。

新県政推進室長	新県政推進室	新県政推進室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
---------	--------	-----------------------------

第377条の表知事室長の項を次のように改める。

秘書広報室長	秘書広報室	秘書広報室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
--------	-------	----------------------------

第378条の表政策創生部長の項中「企画県民部知事室」を「企画県民部秘書広報室」に改め、同表防災計画監の項の次に次のように加える。

次長	新県政推進室	新県政推進室長の職務を補佐し、新県政推進室の事務のうち、担任する事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
----	--------	--

第378条の表広報プロデューサーの項中「政策調整局」を「秘書広報室」に改め、同表危機管理員の項の次に次のように加える。

新県政推進参事	新県政推進室	新県政推進室の事務のうち、担任する事務を処理する。
---------	--------	---------------------------

第378条の表メディアディレクターの項及びデザインディレクターの項中「政策調整局」を「秘書広報室」に改める。

附則第2条第1項の表内部組織の項の次に次のように加える。

新県政推進室	当分の間
--------	------

附則第2条第2項の表職名の項の次に次のように加える。

新県政推進室長	新県政推進室	当分の間
次長	新県政推進室	当分の間

附則第2条第2項の表室参事（感染症対策支援担当）の項の次に次のように加える。

新県政推進参事	新県政推進室	当分の間
---------	--------	------

附則第3条第1項中「事務（）」の右に「新県政推進室、」を加え、「知事室、」を「秘書広報室、」に改め、「知事室等」を「新県政推進室等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、行政組織規則第5条の2第1項の改正規定（「知事室」を「秘書広報室」に改める部分に限る。）、同項の表政策調整局の款広報戦略課の項及び広聴課の項を削る改正規定、同表知事室の款の改正規定、同表秘書課の項の次に次のように加える改正規定、第6条の3及び第6条の4を削る改正規定、第2章第1節第6款の款名の改正規定、第2章第1節第6款中第15条の5を第15条の7とし、第15条の4の次に2条を加える改正規定、第70条の改正規定（「知事室」を「秘書広報室」に改める部分に限る。）、第377条の表知事室長の項の改正規定、第378条の表政策創生部長の項の改正規定、同表広報プロデューサーの項の改正規定、同表メディアディレクターの項及びデザインディレクターの項の改正規定並びに附則第3条第1項の改正規定（「知事室、」を「秘書広報室、」に改める部分に限る。）並びに次項中公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）第8条第2項の改正規定及び附則第3項中公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）第5条第1項第1号の改正規定（「知事室」を「秘書広報室」に改める部分に限る。）は、令和3年8月16日から施行する。

（公有財産規則の一部改正）

- 2 公有財産規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章に規定する」の右に「新県政推進室、」を加える。

第8条第2項中「知事室長」を「秘書広報室長」に改める。

（公文書管理規則の一部改正）

3 公文書管理規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「室（」の右に「新県政推進室、」を加え、「知事室」を「秘書広報室」に改める。

第6条第2項中「又は主幹」を「主幹又は文書管理者が指名する者」に改める。